

第2回除染適正化推進委員会  
(平成25年7月8日開催)

環境省水・大気環境局

## 第2回除染適正化推進委員会

### 会議録

1. 日 時 平成25年7月8日（月）13：57～16：09

2. 場 所 航空会館 201会議室

3. 出席者

(委員長) 細見 正明

(委員) 嘉門 雅史 鈴木 浩

関口 恭三 長谷川哲也

(環境省) 井上環境副大臣

小林水・大気環境局長

平岡放射性物質汚染対策担当審議官

森下放射性物質汚染対策担当参事官

大村特措法施行総括チーム長代理

元永除染チーム次長

4. 議題

(1) これまでの除染適正化に関する取組について

(2) 除染適正化に関する事業者の取組について

(3) その他

5. 配付資料

資料1 平成25年度から実施している主な不適正除染への対応策

資料2 不適正除染に関する通報等

資料3 除染事業の懸案事項と対応策（関口委員提出資料）

資料4 除染適正化に関する事業者の取組について

資料4-1 鹿島JV

4－2 前田JV

4－3 大林JV

4－4 大成JV

4－5 奥村JV

4－6 清水JV

参考資料1 除染適正化推進委員会要綱

参考資料2 除染適正化推進委員会委員名簿

参考資料3－1 第1回除染適正化推進委員会議事要旨

3－2 第1回除染適正化推進委員会議事録

## 6. 議 事

【大村特措法施行総括チーム長代理】 それでは、定刻より少し前でございますけれども、皆さんおそろいかと思いますので、除染適正化推進委員会第2回を開催させていただきます。

議事に先立ちまして、井上副大臣からご挨拶を申し上げます。

【井上環境副大臣】 本日は、このお忙しい中に、除染適正化推進委員会にお集まりいただきまして、感謝を申し上げます。環境副大臣を務めております井上信治でございます。

ご承知のように、この委員会は、1月18日に取りまとめられた除染適正化プログラムを受けて、設置されました。

お陰様で、当時のいわゆる不適正除染に関する、嵐のような報道も大分鎮静化してまいりましたけれども、しかし除染事業自体は鋭意今進めているところでありますから、引き続き、委員の先生方のいろいろなご支援をいただいて、また、事業者の皆さんのご協力をいただいて、環境省としてもしっかりと進めてまいりたいと思っております。

前回の会合の3月18日の結果につきましては、5月22日に、私が本部長を務めます環境省の除染適正化推進本部にも報告をさせていただきました。既に除染ガイドラインの見直し、事業者との契約事項の改訂、環境省の監視体制の強化など、今年度の除染事業における不適正除染への対応策にも生かしてきたところであります。このような取組の強化を通して、引き続き、不適正事案の防止を図り、地元の皆様の信頼を確保しながら、除染の加速化を進めてまいる所存でございます。

なお、環境省におきまして、とりわけ直轄除染地域につきましては、今年度中に除染計

画に基づく除染を終了すべく、全力を尽くしているところでございます。しかし、さまざまな課題も抱えておりまして、森林除染や再除染、あるいは高濃度の地域における除染など、そういう課題についても一定の方向性を見出させるようにしっかりと検討し、また夏を目途に必要に応じて除染計画の見直し、これも行っていきたいと考えておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思っております。

そして、大変恐縮なのですけれども、公務が重なっておりますので、私はこれで失礼いたしますけれども、どうぞご容赦いただきたいと思います。どうもありがとうございます。

【大村特措法施行総括チーム長代理】 それでは、報道関係の方におかれましては、ここでカメラ撮りを終了していただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

井上副大臣におかれましては、所用のため退室されます。

(井上副大臣退室)

【大村特措法施行総括チーム長代理】 それでは、出席者のご紹介でございますけれども、お手元の資料の一番上に座席表がございますので、ご覧いただければと思いますけれども。

今日、委員の皆様におかれましては、皆様ご出席をいただきておるところでございます。

続きまして、この7月に、事務局の環境省でございますが、若干異動がございましたので、新しくなった方を紹介いたします。

まず、平岡放射性物質汚染対策担当審議官でございます。

次に、森下放射性物質汚染対策担当参事官でございます。

それから、私は大村でございますが、特措法の施行総括チーム長の代理ということになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、資料の確認に移らせていただきます。お手元の資料のクリップをとっていただきますと、資料の束がございます。

一番最初に議事次第と書いた1枚もの、次に資料1として、平成25年度から実施している主な適正除染への対応策がございます、これは1枚ものであります。

それから、A4の横とじでありますけれども、資料の2、不適正除染に関する通報等というものがございます。

そして資料3、これは関口委員からご提出いただいた資料でございますが、除染事業の懸案事項と対応策がございます。

資料4-1、ここからは本格除染を実際になさっていただいている各企業体からの資料でございますけれども、4-1が田村市除染工事等カラー刷りの横とじでございます。4-2が

檜葉町の本格除染工事について。資料4-3が、これは大林・東亜 かえるかわうちJVから出ている除染適正化に関する取組。そして、その次が大成建設からいただいております、除染適正化に関する報告。資料4-5が葛尾村除染等工事。資料4-6が大熊町における除染工事。

そして参考資料の1、2、それから3-1、3-2、これは設置要綱でありますとか、委員の名簿、前回の議事要旨、それから前回の議事録というものがお手元にあるわけです。

もし不足のものがございましたら、事務局のほうに申しつけていただけるよう、お願ひを申し上げます。特に不足等はございませんでしょうか。

それでは、以降の議事につきましては、細見委員に委員長として進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【細見委員長】** 本日は、ご多忙の中、また猛暑の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

先ほど井上副大臣からありましたように、前回の委員会から3カ月半余りたっておりまして、最初に本日の進め方として、最近の状況について、除染の適正化に関する取組について、環境省のほうからご報告をいただき、その後、除染適正化に関する事業者の取組ということで、国の直轄事業を受注しておられる事業者の方から本格除染の実施状況や、それから特に不適正除染への対応策といったことにつきましてご説明いただき、我々の情報の共有も兼ねさらにこの除染の適正化に向けての議論を進めてまいりたいというふうに思います。

それでは、議事次第にありますように、これまでの除染適正化に関する取組について、事務局のほうからご説明していただいて、後で質疑をしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

**【森下放射性物質汚染対策担当参事官】** それでは、資料1と資料2を一括でご説明を申し上げたい思います。

まず、資料1でございますけれども、平成25年度から実施している主な不適正除染への対応策、これを7月8日付、今日付でアップデートさせていただいております。

今回のこの推進委員会は3月18日が第1回会合ということでございまして、それ以降に起こりました主要な取組について、このページの中ではまとめさせていただいております。

まず、1点が、除染ガイドラインの改訂ということでございます。

5月2日にガイドラインが改訂されておりまして、その中で、不適正除染に関連すること

といたしまして、除染によって生じた排水の処理方法について、排水の放流、回収及び処理方法、用具の洗浄等について具体的な方法を明記するということがなされております。

2ポツは、前回の本委員会の会合ということでございます。

3ポツは、事業者の「責任施工」の貫徹ということでございまして、これが不適切除染のまずベースになる主要の柱だということでございますけれども、これをしっかりとやつていくために、幾つか具体的な手立てを講じております。

その一つが、契約事項の改訂ということでございまして、具体的には、共通仕様書を、これを改正いたしております。共通仕様書を書き直しまして、施工予定箇所と作業実績について、地図での提出を義務化する。あるいは、作業日報の記載事項、添付資料、これをしっかりと、はっきりと明確化をする。それから、作業指揮者を環境省の工事又は役務に入札資格を持っている会社から選出するよう義務化するというような、幾つかの具体的な措置を講じてございます。

それから、②といたしまして、大規模工事についてJVの構成員数、これは、これまで3社でございましたが、これを最大5社まで可能となるよう規定の改正をいたしておりまして、3月以降の発注にこの仕組みを適用しているという状況でございます。

4ポツでございますが、除染業務の監視体制の強化ということでございます。人員、あるいはやり方、これを工夫していくってございます。

③として、福島環境再生事務所の体制強化ということでございまして、支所のみで約20人の増加をいたしまして、約70人体制で取組を進めております。また、福島事務所等からも、定期的に監視体制に参加しております。

それから、もう一つ、外部の人材を活用するということでございまして、監督業務の民間委託の実施ということを行っております。現在60人体制ですが、今後、業務拡大に伴いまして、また順次増員を予定してございます。

それから、福島県による工事状況の確認ということでございまして、県が独自にしっかりと取組をウォッチされておられるということで、これまで、既に6回実施されているというふうに伺っております。

それから、④一般の方々の目を除染に入れていこうということで、除染作業の作業予定マップを、これはホームページを通じまして公表いたしましたとしておりまして、3月以降、毎週更新してきております。

主な取組については、以上でございまして、続きまして、資料2のほうに入らせていただいた

だきます。こちらは不適正除染に関する通報等ということで110番を設けておりまして、そこにいただいた情報に対して、しっかり取組を進めていくということでございます。

これまで、平成25年3月18日～平成25年7月5日分まで、この中に記載させていただいております。合計が15件、累計が27件ということになっておりますけれども、対応中のものが1件この中にございますが、それは除外をさせていただきます、現在入手している情報からは、新たな不適正除染はないと考えてございます。

1ページからずっと、この後、個別の通報等の状況について、簡単にご紹介させていただきます。5月22日に、井上環境副大臣が本部長であります、除染適正化推進本部が改正されておりまして、5月22日までの取組については、そこで報告され、公表もさせていただいております。

ということで、全く新しい情報はそれ以降ということになりますが、ざっとここに書いてある情報についてご紹介させていただきます。例えば1ページ目にございます、5月27日、葛尾の例でございますけれども、粉じんの発生ということで、ホコリが立たないように作業を行っているけれども、放水された水の回収は実施しておらず、土壤に浸透しているというご指摘がありますが、これはチェックをいたしまして、粉じんの発生・飛散防止のために水を噴霧しているということで、適切な作業であるというふうに考えております。

二つ目の、6月7日、檜葉の件でございますけれども、高圧洗浄の準備作業で、堆積物の除去後に、さらにプロワーを使用し、粉じんが拡散しているというご指摘をさせていただいております。

これについては、不適正除染に該当するかどうかということは議論があるかもしれません、注意をしろということで、ご指摘あるいはご提案をいただいているというふうに私どもは受け止めておりまして、事業者に対しましては、今後、プロワーを使用しないよう指示をさせていただいております。

また、これまで明示的にプロワーの使用を禁止しておりませんでしたけれども、このご指摘を契機に、粉じん拡散の予防の観点から使用を禁止するということも対象としてとつてございます。

6月27日、檜葉の件ですが、道路の脇の土手に除染で出たものが積まれて、崩れる可能性があるというご指摘をさせていただいておりますけれども、そのような箇所を発見できなかつたということでございます。

2ページ目になりますが、こちらのほうは古い情報が多いといいますか、既に公表化さ

れた事案ということでございますけれども、今まで申し上げましたのは直轄関連ということでございまして、この後は、非直轄の関連の除染について、お問い合わせがあった件について、書かせていただいております。

非直轄関連は、自治体が中心になって除染を行っておられるということで、直轄とは違いまして、非直轄についてこういった情報をいただいた場合には、私どもは自治体の関係者の方々に情報提供をさせていただきまして、そこからいただいたお返事等をこの書類の中に記載させていただいているということでございます。

3月27日の福島の件は、U字溝に水が流されているということでございましたけれども、既に自治体に連絡させていただいておりまして、それについては、自治体では、しっかりとろ過装置を設置し、除染を実施しており、側溝の中に流したものをさらにちゃんと吸引して処理をする、そういう機械を設置しているということを確認されておられまして、そういう誤解が住民の方々にないよう、うまく除染を実施できないかということで、工夫もされておられるというふうに伺っております。

4月4日の郡山の件も、吸引式洗浄機を使用していたということで、これは説明と違うんじゃないかなということでございますけれども。これは自治体から既に、吸引式というものが全ての場合ではなくて、状況によっては、いろんなやり方をやっていますというようなことで、ご回答をいただいております。

3ページに移らせていただきまして、二本松市、4月30日の件でございますけれども、フレコンバッグ等が、袋に詰めないでトラックに直積みをして、土砂と混ぜて敷地内に不適正に投棄されているという件でございます。

これについては、適正にフレコンバッグに詰めるなどの処理をされているということが、自治体で確認をされています。

5月16日、福島市の件でございますけれども、駐車場に、除染が行われていて、これを排水溝に水を流していたということですが、これについては、水路の先のほうで堰を設置して水の処理を行っているというご回答をいただいております。

同様のご指摘が、5月22日にも、同じく福島市でございました。水処理は適切に行っているということも、ご回答でいただいております。

4ページに移らせていただきまして、5月の27日、福島市での件でございますが、高压洗浄機が使用されていて、飛散した排水が飛んできたという、そういうご指摘でございます。

自治体からは、業者にも注意するようにということで、ちゃんと指導しているというこ

とで、さらに細心の注意を払うようにということで、即日指導を徹底されたということをお伺いいたしております。

5ページに移らせていただきますと、5月28日、福島の件でございますが、除染で行った際に、屋根に残った水を拭き取らず自然乾燥して、排水の回収も行っていない。あるいは、土壤を削り取ったときに、必要に応じシートを被せているのですけれども、その上に覆土を行って線量を下げている。それから、除染作業終了後に、写真をする際に、一番線量の低い箇所を選んで写真を撮っていたというご指摘をいただいております。

自治体からは、ガイドラインに沿った排出処理を実施しているということで、あとは、土のうを一時的に置くことはあるけれども、シートの上に覆土をした事実というのは確認できないというようなこと。それから、測定結果により場所を変更することはなくて、測定場所を決定してから事前モニタリングをやっているということで、ご指摘のような事実を確認することはできなかったというご返事をいただいております。

6ページに移らせていただきまして、5月29日、広野でございますけれども、線量が下がったかのように報告書を提出しているということ、あるいは長靴を水路で洗っているということでご指摘をいただいているが、改ざんを行ったものではないということを確認しています。作業手順の改善については、既に措置を講じたという話を伺っております。

また、長靴を水路で洗ったような事実は確認できていないということでございますが、さらなる指導の徹底を5月30日に行っているということでご報告をいただいております。

6月3日、福島でございますが、廃棄物を分別せずに袋に入れた、現場からはホコリが舞っていたというようなことをいただいておりますが、おっしゃるような事実確認というのを確認できなかったということでございました。

ただ、ほこり飛散防止のためには仕様書でしっかりと規定しておりますが、更に徹底を図るよう事業者に対して指導を行っているということでござります。

6月6日、福島でございますけれども、除染で発生した汚染土壤を直積みして、飛散防止措置を取らずに廃棄、または埋め立てているというご指摘をいただいておりますが、自治体からは、こうした事実は確認ができない、実施されていないということでお返事をいただいております。

6月11日、郡山ですが、汚れた水が垂れ流しになっているんじゃないかというようなことでご指摘いただいておりますけれども、垂れ流しは確認されておらず、「勾配」のある地面にインターロッキングブロック舗装が施されていて、ちょっと傾きがあったというこ

とで、洗浄水の一部が目地に浸透して、一部が流下した可能性もあるというご返事をいただいております。しっかりととした体制、流入措置を図るとともに、定期的に回収を行うよう指導を徹底したというお返事をいただいております。

それから、8ページでございますけれども、内閣府のモデル事業の関連で、7月1日付で、これは南相馬でございますけれども、JAEAモデル事業において、処理排水が不適切に行われていたんじゃないかというご指摘をいただきしております、これについては、現在確認を含めて、対応中ということでございます。

9ページ以降は、前回ご報告をさせていただいている件でございます。以上が今回のご報告事項ということでございます。

【細見委員長】 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうからご説明をいただきましたけれども、ご質問・ご意見をいただきたいと思いますけれども。

ちょっと関連して、お手元の資料3に、関口委員のほうから資料の提出がございましたので、これもあわせて、少し、今回のことに関連すると思いますので、関口委員のほうから、これを簡単に説明していただけますでしょうか。

【関口委員】 関口でございます。

今回は資料3を提出させていただきました。先回の3月に開催された第1回目の委員会に参加させていただきまして、そこで幾つか意見を私のほうからもご提言させていただきました。第1回目の委員会を終わっていろいろ考えてみたところ、方向性をそれなりに感じましたので、今回は前回の状況を踏まえて除染事業の現状の特色を整理するために簡単にその特色と懸案事項としての内容を列举してお示しさせていただきました。

まず1番目の除染事業の特色でございますけれども、これは第1回委員会の議事録で、私がまさに申し上げた二つの大きな論点でございます。除染事業は1兆円を超える大規模事業であること、それから国民をはじめ各種機関（マスコミ、会計検査院等）からの関心が極めて高いこと。こういった大きな特色を持っているということでございます。

それに伴いまして、具体的に懸案事項が何かということでございますが大まかにくくりまして、やはり四つないし五つぐらいの項目に、大きくは絞り込めるのではないかというところでございます。そこで今回はとりあえず三つほど資料3にて挙げさせていただきました。

一つ目の特徴からくる懸案事項が前例がないということでございます。これは、国内は

もちろんのことですけれども、海外でもいろいろ、放射能汚染関係の事故は起きておりますけれども、今回はどうもそれらとも性格は違うんじゃないかというのが私の持つ感想でございます。

次に、二つ目が、時間的には早期原状回復が要求される制約があるということです。これはやはり、いつまでもこういった状況を放っておけないということと、それなりの成果を国民及び特に被災された住民の皆様方のご納得頂く期間の内に成果を見せなければならぬといった、そういった面での責務があるという業務であるというところです。

それから、三つ目が、被災関係者の数が非常に多く、このため特に予算面で大規模となっていることでございます。これはもう、申し上げるまでもないことかと思います。

それでは前例がないということであれば、全体的にどれぐらいの事業予算の規模になるのか、実際に予算的に見て1兆円と申しても、本当にこれが1兆円程度なのか、場合によつては1兆円をはるかに超える水準もあるのではないかというところがございます。

次に、時間的制約の面からすれば、やはり許容ないしは納得される期間内に事業を行うということになります。このために、それなりの多くの人員を限られた時間的制約の中で集中的に投入しなければなりません。これはやはり実際の作業に投入される人員数にしても、それから実際に事業を行っている本日状況を説明頂く会社（JV）にとってみましても、実施可能性上の限界があるのではないか。そういったところで、作業が、実際に思ったとおりに進まないといった状況が現在生じている現場が多数あるかもしれないということです。

それから、三つ目でございますけれども、今回の事業が大規模であるがゆえに除染作業の質の管理が十分にできていない懸念はないのか。結果的に懸念がないのであればそれを作業体制の下請階層が深い中でどのように実施していくのか。とにかく大規模であることによって、当然に施行・労務・予算執行等の管理上の問題も大変厳しい状況になってくるというところでございます。

それで、対応策でございますけれども、これは、まさに副大臣が今回の委員会の冒頭にお話しされたとおり、ここで課題の方向性を示さなきやいけないということでございます。考え方としては、やはり事業の透明性を確保する仕組みがすべての懸案事項に対する課題の局面で必要であるというところがあるかと思います。

このためには、事業関係者全体を管理する仕組みが必要である。

ここで言う管理というのは、いわゆる狭義の管理目的として問題点を抽出するなり、指

摘するための管理ではありません。事業者全体が現在の除染業務をこれだけしっかりとやっていますというところを証明できるような、そういった形で関係者に対する説明が可能となるような管理レベルが達成できるような管理水準の結果、こういった正しく筋の通った説明が言えるというような状況をつくることが必要であるという意味でございます。

これは何のために必要かと言いますと、これも最初に副大臣もおっしゃったと思うのですが、地元住民の信頼性をまず十分に獲得して頂くことが必要です。これは地元住民の信頼性を得なければ、幾ら除染事業をしっかりとやったとしても、実際に成果が上がったとしても、それはやはり結果に対しての住民の信頼性が伴っての話ではないかと思います。

更には最終的な、もっと大きな話としては、国民自体に対しての説明責任があり、これが事業の実施後に将来的には必ず事業の結果の検討を要求される諸問題だと思います。

これは、国民が負担する税金の問題であるとか、場合によっては家計が負担する電力料金の問題であるとか、非常に範囲が広いといったところで、様々な多くの利害関係者の負担を伴う一定の方向性を今後構築していくかなければいけないということです。そういった現在および将来の懸案事項に対する課題を踏まえた上で今回は簡単な資料をご提示させていただいた次第です。

以上です。

【細見委員長】 ありがとうございます。

この資料で、事業の透明性、それから関係者全体を管理する、この除染の適正化の推進のこの委員会の方向でもありますし、より、もうちょっとわかりやすく説明をしていただいたかと思います。

これも含めて、環境省のほうから報告があったことについて、各委員の皆様から何かご質問、ご指摘事項がありましたら、よろしくお願いします。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【鈴木委員】 鈴木です。

先ほどの森下さんからのご説明で、ちょっと教えてほしいんですけども。福島だととか郡山の事案と直轄と、区別してご報告をいただきました。

非直轄関係のほうで、対応のところに、「自治体に連絡済み」と書いてある意味が、ちょっとよくわからない。

この通報が来るときには、国のほうに直に来て、その後、自治体に対応を迫るようになっているのか、自治体のほうでも、通報を受ける入り口の部分では対応できるようになっ

ているのか。自治体の対応の仕組みがこうなっていることを、通報した人や地域の人たちには、知らされているのかが、ご説明では、わからない。それをちょっと教えていただけますか。

【森下放射性物質汚染対策担当参事官】もともと不適正除染に関する取組のきっかけになりましたのは、1月の新聞報道ということでございまして、その対象範囲はあくまでも国直轄除染と、国が自ら行っていく除染ということが対象でございました。

ということで、この不適正除染に対する取組も、我々は報告書をまとめたりしておりますけれども、そのスコープは国直轄除染、国の除染を対象にしたものでございました。

ただ、その取組の対応策の一つとして、不適正除染110番というものを設けさせていただきまして、そうしますと、国直轄除染のみならず、市町村が中心になって行われております市町村除染についても、いろいろ情報をいただくということがございますので、それももらったままにしておくということは不適切であろうということで、私どもはその情報を自治体の除染担当部局に連絡をさせていただきまして、その対応を促してきているということでございます。

この取組について、通報した結果がどういうふうに知らされているかということでございますけれども、今回の資料2も、これは関係者の除染情報サイトのほうに置かせていただくということで、通報してきた方々が、自分が通報した内容について、どういうことが行われたかということにつきましては、ホームページを介して知っていただくということが可能になっています。

もちろん自治体も、自治体が行われている除染につきまして、自治体のほうに直接通報があれば、それに対して答えを求められているという、別途の情報の処理の流れとともに別途ございます。

以上でございます。

【鈴木委員】要するに自治体に連絡済みというのは、110番のほうに連絡が来たので、その案件を自治体に流した。ということは、自治体の機関に行く案件も、ないわけではないかもしませんね。

【森下放射性物質汚染対策担当参事官】おっしゃるとおりでございます。

【鈴木委員】要は、入り口のところで整理しておきたいのは、おっしゃるように、我々の委員会は国直轄の除染について検討するということなのですけれども、こちらのほうは、言ってみると、居住者が住み続けながら現地で除染をやっているわけだから、地域の人々

に直に見られるわけですね。そういう中で、こういうことがたくさん出てくるのは想像できます。

これと同じ水準のことを直轄シートでできるかというと、できない。でも、こういう地権者の人たちだとか、自治体の目がどう及んでいくようになるのかというのは、実は、なかなか難しいけれども課題なんだろうなと思いました。

【森下放射性物質汚染対策担当参事官】 まさに、おっしゃっていただいたことは、ポイントの一つだと思っております。

国直轄除染のところには、いろんな方々の目を入れていくということも非常に大事だろうということも、我々も感じております。それは、市町村除染は、おっしゃるように、住民の方々はそこに今おられるわけで、いろいろな目がその場にあるということでございまして、国直轄の場合には、なかなかそういうところもない。

そこをどうするかということで、例えばホームページに除染のスケジュールを置いて、住民、居住者の方だけでなく、いろんなその他の方々にもお知らせするということで、社会の目を国直轄除染にも入れていく、こんな工夫も必要だと思っています。

また、市町村除染でよくご指摘をいただくのは、側溝に流していたじゃないかみたいなことでご指摘をいただくことはあるのですが、これは、側溝に実は1回流して、それが流れしていく前に集めて、ちゃんと水処理をするというようなことを実際にはやっておりまして、そういうことをちゃんと、どうしてもなかなかそこの理解が、市町村の方々に十分至っていない場合には、いろいろとまたご指摘をいただく場合もあるということで、多分、直轄と非直轄、市町村除染の場合は、少しアプローチの違いというか、状況の違いがあるということも踏まえて、どういう対策が必要なのかを考えていく必要があるというのは、まさにおっしゃるとおりだと考えております。

【細見委員長】 ほかにございますでしょうか。

もし、110番された方が名前を仮に言われた場合には、そこに返すことをされるですか、それはされない。

【森下放射性物質汚染対策担当参事官】 基本的には、お名前はいただかないというスタンスでやっております。

これは、なかなか個人情報の関係ですとか、いろんな関係がございまして、除染情報サイトのほうを見ていただくというようなことで返させていただいております。

【細見委員長】 ですから、こういう電話をかけてきた人は、ホームページのこのサイト

にアクセスして、結果はどうなったか。それに対して、もし何かあれば、また電話がかかってくるのでしょうか。それは今のところないということでしょうか。

【森下放射性物質汚染対策担当参事官】 たしか、何回かお電話をいただいているケースはございまして、こういうところを見てくださいということで申し上げている例はございます。

それから、不適正除染というと、かなり範囲が広く、いわゆる手抜き除染というのが念頭にあって進めてきておるのですけれども。かなり周辺の広いところもについても連絡をいただくこともあるって、それはまた別途、こういう形ではない形で、必要があれば情報を関係部局に、ほかの例えば省庁とか、そういったところにご連絡するということもあわせてやってございます。

【細見委員長】 どうぞ。

【嘉門委員】 今と関連してなのですけれども。資料2の1ページの一番下にありますように、通報された場所を調査したけれども発見できなかつたという、その中身ですが、これは、通報の箇所が特定されるような、すなわち通報者の名前は聞かないまでも、その場所というのは、どの程度聞き取って、その場所が、本当に確認できなかつたら、これでいいのだけれども、そうじやないところというか、違っていたというような、そういう通報者と対応する側とのずれというのは、もうないのでしょうか。

【森下放射性物質汚染対策担当参事官】 ご指摘をいただいているように、情報の種類、グレードというのは、非常に対応が問題でございますことから、重要だと思っております。

それで、この不適正除染、除染110番への対応は、専門のプロの方にやっていただくということにしておりまして、どういう内容の情報が来たら、どういうふうに整理するというプロトコルも事前に準備しております。

それから、実際に通報があった方々から聞き取る際も、事前にトレーニングをした上で、それでかかっていただくということにしておりまして、一定の段取りがございます。

その中で、これは1回目の除染適正化推進委員会でフローチャートをお目にかけたかと思うのですけれども、実際に現場に行くレベルの情報かどうかということをその通報内容から判断をいたしまして、現場に行くべき具体的な情報がある場合には、直ちにその現場に駆けつけるというような流れで整理いたしておりまして、一方で、場所もよくわからぬ、日付もわからないということであれば、逆に、どういうアプローチをしていくのかということで、アプローチごとの整理をさせていただいたアクションをとるということにし

ておりますし、情報の内容、グレードに応じて、具体的なアクションを変えていっているという、そういう対応をさせていただいている。

【細見委員長】 どうぞ。

【長谷川委員】 福島県の生活環境部長の長谷川でございます。

除染につきましては、福島の復興の大前提となるものでございます。直轄除染地域につきましては、避難を余儀なくされている県民の方々が帰還する上での、これまた大前提ということでありまして、そういった思いをしっかりと受け止めていただいて除染に当たっていただいているものと思っております。引き続き、そういった思いをしっかりと受け止めていただきまして、除染を進めていただければというふうに思います。

直轄除染地域につきましては、地元の市町村と連携しまし、そのうち環境事務所の皆様方とも一緒に行く場合、それから事前にお知らせしないで地元の市町村と現場を見るというような形での調査、合わせて6回やってきております。

これまで調査した中では、それぞれの現場での作業員の方への教育訓練であるとか、手順の順守であるとか、そういった自主的な事故未然防止であるとか、そういった取組、除染の作業も含めまして、適正にやられているということで確認させていただいている。

今後も、直轄除染につきましては、檜葉町、川内村、飯舘村のほか、川俣町、それから葛尾村でも本格除染に着手し、そして、これからも、それ以外の町村でも本格除染の着手であるとか、あるいはモデル事業が実施されるということありますので、引き続き、地元と連携をしながら、そういう取組をしていきたいというふうに思っております。

また、地元も、そこに住民の方がおられない中での除染という部分もありますので、地元の町村では、それを確認するためにいろいろな工夫をしたいという希望を持っておられるところもありますので、そういったところも十分、そういった地元のご意見等も十分お聞きいただいた上で、また取組を進めていただければというふうに思います。

これから、本当に直轄除染につきましては本格化するというところになりますので、ぜひ、迅速で、そして確実な除染を進めていただければと思いますし、この適正化プログラムを継続して取り組むことによりまして、地元の方の期待に応えるような除染を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

県のほうで確認されたときは、そのときには非常によかったですということで、ぜひその結果もまた公表していただいて、確認結果は公表はされているのですか、長谷川さん。

【長谷川委員】 県でやったものについては、1ヵ月で大体まとめて公表しています。

【細見委員長】 ありがとうございます。

ぜひ、やったことと、その結果どういうことだったというのがわかれればいいかなと思います。

それと、作業予定が週ごとに変わっているというのも、なかなかこれは、つくるほうも大変だと思いますけれども、ぜひ続けていただいて、関係する住宅区域というか、その地域の方には、よりわかりやすい表現方法なんかも工夫していただいて、チェックが入るような仕組みがあるといいなというふうに思いました。

特に、この適正化の取組について、今、環境省のほうから主に説明がございましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(はい)

【細見委員長】 それでは、引き続きまして、適正化に関する事業者の取組ということで、本日ご出席していただいている事業者の方々から除染適正化の取組等についてご報告をいただきたいというふうに思います。

概ね10分ずつということで、短い時間の中で、6JVの方に来ていただいておりますので、それぞれ順に、私のメモでは、鹿島建設、前田JVですか、大林組と、ずっとこのとおりになっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

鹿島JVからよろしくお願ひします。

一括、6事業者の方々からご説明していただいた後、ご質疑をしたいというふうに思います。

お手元にも資料があると思いますので、よろしくお願ひいたします。

【鹿島JV】 お疲れさまです。田村市除染等工事を担当させていただきました鹿島・三井住友・日立製作所JVの岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきたいと思います。

今回、平成24年度の田村市除染等工事の概要について、まず説明させていただきます。

当工事は、福島県の田村市のうち、当初警戒区域でありました都路町の古道が対象地域でございます。そのうちの住宅地、道路、農地等の生活圏と、その林縁部から森林側に概ね20m入った部分までが除染の対象であります、資料にあります、右側のところにあります図面の着色した部分が、今回その除染の対象地域に当たります。

工期のほうが、昨年の7月5日～本年の6月28日となっておりまして、当初は本年の3月29

日まででしたけれども、積雪により2カ月強の除染作業が中断となりましたために、工期が延伸となっております。

除染対象の数量といたしましては、資料に書いてありますとおり、住宅地で121世帯、農地が127ha、道路で約95.6km、森林で192haとなっております。一時保管所に関しましては、当初4箇所でしたけれども、除去別等の発生量の増加によりまして2箇所追加になります、一応6箇所というような形になっております。

作業の従事した人数についてですが、延べ人数で約12万人、1日の最大は約1,300人という人員で作業に当たっておりました。

続きまして、除染作業員の教育に関してご説明をいたします。

除染作業員への教育につきましては、放射線に関する教育と、放射線を含む安全に関する教育について実施しております。

放射線に関する教育につきましては、電離則にのっとった教育の実施ということで、現場への入場前にスライドを利用した講師による説明や動画資料を用いて、約1日かけて教育を実施しております。また、現地での作業につきましては、作業指揮者等が現地で指導しながら実作業に当たっているというところでございます。

安全に関する教育につきましては、新規の入場時教育、作業手順の周知会、朝礼や昼礼時の教育ということで実施しております。新規の入場時教育に関しましては、現場入場時に実施しております、JVの安全担当から現場の概要、所長の方針、現場のルール、注意事項につきまして、教育を実施しております。

作業手順の周知会に関しましては、各業者がメインというふうになりますけれども、その手順及び注意事項の周知を実施して、実作業に当たっているというところでございます。

また、当現場では、朝礼と、昼休憩の後に昼礼というものを全作業員に実施しております。その際に、関連作業の災害事例の周知や安全パトロールの結果の報告、その他注意事項の周知等を実施して、安全に関して作業員さんのはうに注意喚起を図っております。

続きまして、施工手順の順守というふうなことについて、説明させていただきます。

施工手順についてですけれども、まず各工種において、環境省さん立ち会いのもとで試験施工というものを実施しております、その結果から、手順・方法を決めて、手順書の作成を行っております。

その手順書についてですけれども、作成した手順書を一次の協力会社の方に周知して、一次の協力会社がそれをもとに作業員さんに対して周知会を実施して、作業に当たるとい

うような流れで周知活動を行っております。

また、当現場では、左上のほうにも、その現場の体制を表示しておりますけれども、今回の対象範囲を5工区に分けて管理しております。

朝礼から始まり、昼前のJV・一次協力会社による作業間の連絡調整会議、そして昼休憩後の昼礼、そして夕方の各工区代表でのJVの打合せというふうな安全施工サイクルで、現場の管理を行っております。

JVからの指示及び注意事項については、作業間の連絡調整会議やJVの打合せ等で各関係者に周知して、それを朝礼及び昼礼のほうで全作業員にまで周知するというふうな流れで行い、指示事項の徹底を図っておりました。

また、各工区のJV担当者、協力会社の責任者におきましては、現場を巡回して、不十分な施工が見られた場合は、その場では正するような形で施工状況の確認を実施してきております。

また、現場代理人、安全担当、また、毎日ではないのですけれども、適宜ですけれども、支店等のパトロールを実施しまして、不具合がある場合はその場では正・改善させるとともに、指示事項につきましては、朝礼・昼礼を通して各作業員まで徹底を図るというようなことで、手順の順守に努めてまいりました。

続きまして、地元とのコミュニケーションというようなことで、ご説明させていただきます。

当現場では、除染の作業に約100社の業者の方が入って、作業に当たっておりました。そのうち、地元田村市の企業については8社、そのほか福島県内の企業に関しては36社に参画をいただいております。

また、地元の住民の方々も地元企業の中に入っていたり、当除染作業に当たっていただいていることがあります。また田村市内の、今回作業員の宿舎として利用させていただいた場所についても、宿舎の管理等について地元企業の方に入っていただいているというような実績がございます。

また、地元の自治体とも、除染作業と並んで災害復旧工事も実際行われておりまして、それとの工事の調整とか、自治体発注の除染工事が、当時この状態で発注されていたものですから、その辺は環境省さんを通じて、地元の方々と当現場の除染状況の観察などについて積極的に対応させていただいております。

また、地元住民との対応ということですけれども、地元住民とのコミュニケーションに

関しては、地元からの要望事項に対しまして、環境省の方々とともに、いろんな状況を説明させていただきながら、丁寧な対応を心がけて進めてまいりました。

また、地元の区長さん等と懇親会を開催し、地元の方々との意思疎通というのですか、その辺を十分図ることで、地元の方々からも非常に協力を得ながら除染作業に当たることができました。

次に、不適正除染に関する通報があった場合の対応というようなことで、ご説明させていただきます。

不適正除染や苦情等の連絡・通報があった場合は、環境省さんとともに、その事実関係について密に連絡を取り合って対応することを心がけておりました。

特に是正措置が必要な場合につきましては、資料にもありますとおり、当社の不適合品があった場合は是正措置までのフローというふうな形でのっとって、現場での抑止・応急措置、再発防止等の立案と実施、その周知と確認という流れで対応するようにしておりました。現場だけで対応できない場合には、支店・本社等のバックアップによって対応するという体制で、当現場を進めてまいりました。

この除染という作業が非常に、今までの土木の作業と違いまして、非常に多くの作業員の方々がいる中で作業をするということで、いかに作業手順やら指示事項というのをどのように徹底させるかということが、やっぱり非常に重要なことと考えて現場を進めてまいりました。その方法として、昼礼なり、朝礼なりということで、1日2回は必ずそういう指示事項が伝達できるような場を設けて進めているというところではございましたけれども、そこが逆に、本当に非常に苦労した点であったというところでございます。

以上で、私どもの田村市除染等の報告を終わらせていただきますけれども、当工事は先日の6月の28日をもちまして竣工させていただきました。これも、福島環境再生事務所の皆様、また県中・県南事務所の皆様のご指導・ご協力があってのことと思っております。

この場をおかりしまして、感謝を申し上げ、私の発表を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

引き続き、前田建設工業からお願ひいたします。

【前田JV】 前田・鴻池・大日本土木共同企業体の豊田でございます。よろしくお願ひします。それでは、発表させていただきます。

まず、除染事業の概要ですが、檜葉町は上の地図の位置に属します。

まず、工事の一つ目が、平成24年度檜葉町除染等工事。こちらにつきましては、平成24年7月25日～平成25年9月30日。最大作業員数は約3,000人で、現在2,600人で施工を行っております。先週までの延べ人数が約41万5,000人ということで、右下の地図の緑の部分が9工区に分かれていますが、この箇所を施工しておりますと、対象面積につきましては1420ha、建物が3,660棟で進捗が今現在70%、農地が465haで進捗が80%、森林が370haで進捗が80%、道路が86haで進捗が15%、仮置場は13ヶ所となっております。

平成24年度檜葉町除染等工事（その2）につきましては、工期が平成25年3月5日～平成26年3月28日となっておりまして、この4月から本格的に作業を開始しておりますと、最大見込み作業員数につきましては約2,000人、今現在は700人で施工しております。これまでの延べ人数は3万1,000人となっておりまして、右の地図のピンクの部分、8行政区を施工しております。対象面積が830haで、建物が1,123棟、現在7%の進捗、農地が236ha、現在6%の進捗、森林が163haで現在4%、道路・仮置場については82haと8ヶ所となっております。

2番目の作業員の教育ですが、まず、定期教育プログラムとしまして、以下のフローに示す内容の教育を継続的に実施しております。人数が多いために、毎日100人規模の教育会を開催しておりますと、延べ人数で1万5,000人以上の教育を実施しております。

下半分のほうにございます、まず最初に新規就労安全教育、これとあわせまして、除染特別教育、安全・施工教育、作業手順の周知、除染適正化教育、現地教育、これを入場時に行いまして、1ヶ月、2ヶ月継続しまして、定期安全教育のほかに、安全・施工教育、作業手順の周知、除染適正化の教育、これを繰り返し実施しております。右上の写真にございますとおり、町の中心部にある大谷という地区の事務所で、最大200人入れますが、毎日このような形で午前と午後に実施しております。

次に、安全専従組織の設置と各種のパトロールということで、安全と除染作業の適正化の専門組織として、安全専従組織を設置しております。安全専従員によるパトロールを毎日実施しておりますと、本・支店によるパトロールも定期的に実施しております。

下のほうにございますとおり、安全専従員によるパトロールにつきましては、標準外の作業を確認した場合には作業中断・現地では是正、また、特別教育・作業手順の再確認、それを行った上で作業を再開するということで、右下にございます除染十戒、これを定めまして、これにのっとって作業を実施しております。

次に、施工手順順守の仕組みです。

まず、作業手順書周知会の開催ということで、手順書は、改訂時には必ず全員参加の周知会を開催いたします。周知には、その1工事、その2工事共通の作業手順を設けます。これについては、右下にございます作業手順の周知のフロー。まず、JV事務所にて作業手順書を改訂、各工区のJV職員に通知します。その後、作業現場で作業指揮者にまず周知をした上で、全作業員に周知するという流れをとっております。

次に、手順改訂方法のルール化ということで、作業手順変更時のフローを明確化し、手順にない作業を防止するということで、左下にございますとおり、作業時に不具合が発生、手順書の改訂が必要となった場合には、作業を中止しまして、右にあります協力会社の作業員、協力会社の作業指揮者に報告をした上で、JV職員・工区長が修正・改訂をいたします。これを現場代理人・監理技術者、それと発注者に確認した上で作業手順を改訂し、現地で作業手順書周知会を開催した上で、作業の再開をするという流れをとっております。

定期教育につきましては、先ほどお話ししましたが、定期教育時の作業手順の再周知により作業内容について理解を深める。こういった目的で定期教育を実施しております。

次に、地元とのコミュニケーションですが、ホームページ、それからかわら版を発行しております。施工状況や進捗等の情報公開の一環として、「ホームページ」の公開と、町と共に作成する「かわら版」を配布しております。かわら版は月1回発行しております、現在、9版まで発行ということになっております。

ホームページについては、除染プラザ等も全て見られるような状況になっておりまして、コールセンターを設置しております、町民の方々の疑問や苦情対応のため、住民の方々の大半が避難されているいわき市内にコールセンターを開設しております。コールセンターは、写真右下のとおり、地元の女性の方5名と当社の職員が1人常駐しております。

そのほかとして、まず通報があった場合の対応、クレーム等の通報時には、以下のフローに基づき、各工区に事実確認を行い、迅速に対応するようにしております。

まずクレームについては、ここにありますように、環境省に来る場合、それから当社のコールセンターに来る場合、それからJV事務所に来る場合、この3パターンがございますが、いずれにしましても、各工区長に問合せ、確認、報告を受けた上で、クレームの発生元に対して、コールセンターからの報告、またJV事務所から環境省への報告というような対応をとっております。

次に、工事連絡会の開催ですが、再生事務所、楢葉町、富岡労働基準監督署、双葉警察、消防署、及び当企業体で工事連絡会を定期的に開催しまして、進捗確認と情報交換を実施

しております。

次に、青色防犯パトロール、福島県警OBの当社職員を中心に防犯パトロールを実施しております、平成24年12月28日には感謝状を受領しております。こちらのパトロールは、夕方、夜間等も実施しておるということで、現在、8名の職員が交代でパトロールを行つておるということでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、大林組からよろしくお願ひします。

【大林組JV】 かえるかわうちJVの松谷と申します。現場の所長をやっています。よろしくお願ひします。

これから、かえるかわうちJVの除染適正化に関する取り組みについてお話しさせていただくんですが、その前に、このかえるかわうちJVという工事事務所名、皆さん非常に変わった名前だというふうに思われる方がおられると思いますので、ちょっとご説明します。

最近でこそなくなったんですが、電話で環境省さんなんかに、「かえるかわうちJVの松谷です」とお話しすると、電話先の取り次ぎをされている女性が、何か聞き違えをしたのかなと思って、「もう一度お名前を伺ってよろしいですか」と、必ず聞き返されるというようなことがございました。

この「かえるかわうち」という言葉なんですが、川内村に生息する天然記念物のモリアオガエルに思いを重ね、ふるさとに必ず帰るという住民の強い意思をあらわした言葉で、原発事故約10ヶ月後、帰村宣言が出された川内村で役場より発せられたメッセージです。

我々は、昨年8月、当除染工事の受注が確定すると、直ちに村役場に走り、「かえるかわうち」のフレーズを工事事務所名に使わせていただきたいと願い出、村役場から了承をいただきました。

これ以降、我々かえるかわうちJV関係者は、電話をする際にも、書類を作成する際にも、名刺を差し出す際にも、「かえるかわうち」の言葉をいつも使い、そのたびに自分たちの目的を胸に刻み込んで日々業務に当たっております。これが「かえるかわうち」のゆえんです。

さて、それでは本題に入ります。

かえるかわうちJV工事事務所が担当しています除染事業の概要についてご説明いたします。

除染工事が二つございます。平成24年度川内村除染等工事と、同（その2）です。

一つ目の工期が平成24年7月30日から25年6月28日まで。作業員数最大704名、延べ7万9,212名です。除染対象地域は、こちらのピンク色に塗っている部分で、川内村の旧警戒区域内で、森林については住宅近傍20m範囲内となっています。工事数量はここに書いていいるとおりです。

この工事ですが、工期が6月28日になっており、先日、竣工検査を受けまして、合格をいただいたところでございます。

続きまして、同（その2）ですが、工期平成25年3月18日から平成25年12月27日、作業員最大417名、延べ7,078名で、これは6月30日現在の数値となっています。除染の対象地域ですが、同じくピンクの塗っている範囲内でございます。除染区分が、先ほど前述しました工事では住宅地と森林に対して、今回のその2に関しては、農地及び草地、芝地と対象が異なるだけで、エリアとしては同じエリアの中にあります。数量については書いておりますとおりです。

作業員の教育についてご説明します。

まず、一つ目ですが、本年1月4日の新聞等による不適正除染に関する報道を受け、我々の今年の初作業日となる1月7日に、当日の全作業員444名を集め、除染区域で発生した不適切な作業を紹介し、これらを我々みずからの問題として再発防止を図る教育を実施しました。

二つ目としまして、それを受けまして住宅地勉強会というのを実施しております。

末端の作業員が現場で何を考え、どう行動しているのか、除染の基本ルールはしっかりと理解できているのか、これを直接把握し、作業員の意識向上を目的とした勉強会を1月31日以降、計17回実施しております。受講者298名です。これは除染作業の特別教育を既に受けた者が、しばらくたってから除染の勉強会ということで参加するものです。この勉強会には、私、現場代理人と、放射線管理責任者が必ず出席することにしております。

私がこの勉強会に参加して感じたことなんですが、作業員はみんな非常に真面目で、非常に一生懸命だということを感じました。勉強会の中でケーススタディなんかも実施しておりまして、状況文を読み上げるように作業員に指示したんですが、その作業員が、漢字が全く読めず、顔を真っ赤にして黙り込んでしまうような状況もあったんですけども、ただ、誰一人も途中で投げ出すことなく最後まで熱心に勉強してくれました。

三つ目ですが、作業指揮者の勉強会です。

これは既に作業指揮者として現場で活躍している作業員を集め、作業指揮者の職務内容の再確認とさらなるレベルアップを図りました。5月14日より実施し、現時点で46名が受講済みです。これにも、私と放射線管理責任者が必ず出席することにしております。

この勉強会の後半では、私を取り囲んだフリーディスカッションの場を設け、作業指揮者からの意見を直接聞き入れるようにしております。この場で出た意見が、その後の現場運営に生かされ、例えば、この後で説明する優良作業指揮者の表彰や空間線量計の支給につながるようになっております。

次に、施工手順遵守の仕組みについて説明させていただきますが、通常の手順書作成、周知というようなところは割愛させていただいて、それ以外にどういうことをやっているかということについて説明させてもらいます。

一つ目、良い作業例の掲示ということで、会議室や作業員食堂に、いいなどと思うような施工事例を掲示して、水平展開を図っております。

それと、これが優良作業指揮者の表彰ということで、除染品質の向上と除染作業に対するモチベーションアップを目的として、優秀な作業指揮者を全工区合同安全大会で表彰しました。ちなみに、この表彰では、表彰状のほか記念品として川内村商工会の商品券を一人一人に手渡ししております。

三つ目は、意見箱の設置ということで、これは作業員から直接不適切な除染ほかに関して通報できるような仕組みをつくっています。

あと、四つ目ですが、空間線量計の支給ということで、これは個人線量計とは別に、空間線量がはかれる空間線量計を作業指揮者全員に支給しております。除染前、除染後、作業指揮者自身が空間線量をはかれるということで、除染手順の遵守と除染に対するモチベーションアップが可能になっています。

最後になります。地元とのコミュニケーションの一部について説明させてもらいます。

一つ目、かえるかわうちTシャツをJV職員全員で購入しております。

これは、先ほど冒頭にお話ししました村から出されました帰村宣言の際に出た「かえるかわうち」がプリントされたTシャツです。

実は、昨日もこのTシャツをJV職員全員で着て、地元の方々と一緒にグランドゴルフをしてきたところでございます。

二つ目は、昨年11月に川内村で開催された地下水サミットのパンフレットです。川内村には上水道がありません。生活水を全て地下水に頼っております。全国のこのような市町

村が一堂に会し、地下水利用のあり方について議論するのが地下水サミットです。かえるかわうちJVは、このサミットを全面的にバックアップしました。

次に、この3枚の写真ですが、これは川内村が主催されたフランス料理の炊き出し会というものがございまして、そこに当社JV職員と協力会社職員が参加した模様です。

四つ目は、ちょっと写りが悪いですが、これは昨年12月に設置したクリスマスイルミネーションです。当工事事務所横に川内村中学校が隣接していますが、中学校の先生方から大変好評をいただきました。

五つ目、昨年末ですが、今回の除染事業の対象地域である旧警戒区域内から避難された方が住まわれている仮設住宅の住民と我々JV職員で、もちつき懇親会を開催しました。

このときの参加された住民の方々からの意見ですが、「川内村に縁もゆかりもない人たちが来て、除染作業で大勢来て、大変心配だったが、いい人ばかりで安心できた」、「仮設住宅でもちつきができるとは思っていなかったので、うれしかった」、「ひとり暮らしなので、つきたてのおもちを振る舞っていただいてありがたい」、「本格的なもちつきは初めてで、とても楽しかった」などの感想をいただきました。

これが、広報紙で、右下が、これはコミュニティセンターの雪かきをしたものです。

以上で、最後、一言だけ。

川内村は、旧警戒区域外では、今年から水田の本格作付けが始まりました。村民2,850名のうち46%当たる1,299名が帰村されています。我々の目にも、川内村がもとの姿に戻ってきているということがよくわかります。

また、最近は我々が住宅除染を実施したおたくの方が昼間に戻ってきて、庭先に洗濯物を干しておられるのを何軒も見かけます。その2工期の工期末である今年の12月27日まで、残りの除染作業を適切に、かつ、確実で丁寧な除染をして、少しでも川内村住民の帰村の一助になればと考えております。

以上で報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

引き続き、お願いいいたします。

【大成建設】 大成建設福島復興総合事務所の相原と申します。よろしくお願いいいたします。

座って説明させていただきます。

これから、大成建設関連JV、実は本格除染のほうで飯舘村、南相馬市、それから、これ

から例としてご説明します川俣町、3地域において本格除染のほうをさせていただいております。

当社JVに関しましては、除染の適正化に関する対応というのは、ほぼ同じものがございます。若干地域の特性がございますので相違はございますけれども、ほぼ同じものということでご説明させていただきます。

それでは、例題として、平成24年度川俣町除染等工事。対象となっている地域は、川俣町は、普通に一般の非直轄地域と、それから人の居住が制限されている山木屋地区、全てで全11行政区ございます。

すみません。工期のほうですが、ちょっと記載ミスがございまして、平成25年3月12日から平成26年、来年3月25日までの誤りでございます。申しわけございません。

施工者は、大成・鉄建・西武特定建設共同企業体ということになっています。

作業員につきましては、一応、今、現状、6月まででほぼ仮置き場の準備を終えまして、この7月1日から本格的に除染に入っているところでございます。多分、お盆明けぐらいから、1,400名から1,500名ぐらい／日の作業員を入れて、延べにして26万人の作業員を予定しております。この地域、工期は3月でございますけれども、非常に寒冷でございまして、1月から以降の作業が除染というのはちょっと厳しいのかなと思っておりますので、この12月までで、ほぼ二十五、六万人の作業員を投入する予定でございます。

対象としては、主に住宅、それから農地がほぼ300万m<sup>2</sup>、農地につきましては、先ほど全11行政区と申しましたけれども、対象は4行政区のみで、残り7行政区はまた別の発注になるかというふうにお聞きしております。

続きまして、作業員の教育というところでご説明します。

まず、第1に、共通仕様書ですとか、除染電離則並びにガイドラインについて、職員に当然周知徹底が行われて、それにのっとった施工計画書が作成されているというのを前提のもとに作業員の教育を行ってまいります。

まず、当然ながら、電離則ですとか、ガイドラインの特別の教育、それから、事業者による送り出しの教育。これについては、主に作業員が現場へ入り前に下請事業者のほうで、主にモラルに関するところ、地域特性がございますので、地域特性を踏まえたようなモラルの教育というのが主題になるかと思います。

それから、3番目に、新規の入場者の教育。これは作業所の現場代理人、管理技術者クラスが行っておりますけれども、主に作業所のルール、これは先ほど申しましたように、

地域によってかなり特性がございます。その地域特性を踏ました上での作業所のルールというものが細かく決まっているところがございます。そのようなところを周知徹底するための教育でございます。

それをして、4番目に、適切な除染作業についてということで、DVDなどを使った作業員にわかりやすい、実際にそこの現場で行われる作業内容についての教育を行っております。

そうした上で、5番目として、日々の現地での教育、実際に作業現場は日々条件が変わります。その条件が変わった中での作業形態というのをKY活動等として、安全も含めて現地で作業の教育をしているというところがございます。

3番目に、施工手順の遵守の仕組み。

1番目として、実際に当社の職員が作成しました施工要領書、これは施工計画書をもう少しブレークダウンしたものに当たります。実際の作業の方針といいましょうか、かなり細かい手順まで書かれております。

それを実際に作業する下請さんのはうで各作業手順書というものを作成していただいています。除染作業の場合、非常に、かなりキーマンとなるのが作業指揮者。作業員以上に、正直に申しまして私どもは作業指揮者というものを、かなりキーマンとして重要視しております。その作業指揮者に対して、つくりました作業手順書を含めて、ディスカッション及び教育を行っています。

実際に作業指揮者を含めたところで、手順書の書きかえですか、加筆修正が行われ、それがもとになって作業員への説明の作業手順書という格好になっていっておりまます。

3番目に、今のような形でつくられました作業手順書を、正直言って文章で書くと、なかなか具体的にわかりませんので、図面ですとか、写真ですとか、イラストなどを用いた格好での、具体的なわかりやすい手順書で周知徹底を図るように心がけています。

そして、4番目に、実作業に入ります。先ほど申しましたけれども、除染の現場というのはかなり千差万別の状況を要します。そこで作業中、この担当者というのは当社の職員の担当者になりますけれども、チェックリストを作成しておりますので、そのチェックリストにのっとった形で手順を、実際にやっているのを確認しております。当然、朝一番に段取りをつけてやっているんですけども、作業が進行している途中、本当に手順書どおりなのか、自分たちがつくった要領書に添っているのかという確認をしてもらっています。

ただ、なかなか、要領書、手順書は、先ほど言いましたように、ある程度机上でつくれておりますので、現地に持つていった場合に適さないというので、その場で修正を加え

ることもございます。また、実際に行っているんですけども、不適合な場合については、その場で不適切なところを速やかに改善の指導をしております。

5番目に、そのような不適切ですか条件が不適合なものについての事例を、その日の終了時の打ち合わせ、当社では夕礼と言い方をしておりますけれども、その席で、まず職員全体、作業所全体に、どのような事例についての報告が行われます。翌日、朝礼などを通じまして各作業員に再度周知徹底をして、水平展開をしていく。改善すべきところは改善をしていくというような形で行っております。

それにあわせる格好で、手順書についても朱書きの訂正、追記等が行われていくという形で、リビジョンをかけていくというようなことが行われています。

地元とのコミュニケーションについてですけれども、まず、関係者に対しての説明手順になりますけれども、1番目に、川俣町の場合、山木屋地区は11行政区の区長さんと協議の結果、事前に、当該エリアをいつくらいから、どういう形でやるのかという概略の施工工程等についてのご説明を行っています。詳細なところについては、行政区ごとに郵送で事前の通知を行うという形になります。

また、今度は個別の話になるんですけども、当該対象の除染作業の予定日について通知をしております。主にこれは電話でのご連絡をしております。その際、同意書の中に書かれております作業内容の確認と、それと要望事項の追記があった場合に、要望事項の確認を行っております。

また、山木屋地区については、つい先日、議会のほうで決まったみたいですけれども、避難指示解除準備区域並びに居住制限区域ですので、住民の方が割合と自由に立ち入りできます。そんな関係で、除染作業の立ち会い希望があった場合については、それをお聞きしております。

実際の除染作業中、立ち会いを希望されて、立ち会いされている方については、なるべく除染最初のときに来ていただいて、再度、要望事項について現地で聞き取るように心がけております。やっぱり、書面の上で要望されているのと現地で実際に要望されるものとの相違というのが、イメージとして住民の方はお持ちになってございます。ご納得いただく上には、ちょっとくどいようですが、再度、要望についてお聞きするという格好にしております。

その後、除染完了後、地権者の方には除染結果の報告ということで報告書を提示していると。まだ、先ほど言いましたように、除染は本格的に始まっておりませんので、まだ報

告まではいっておりませんけれども、そのような流れになる予定です。

また、地元と、区長とは緊密な、先ほど言いましたように、定期的に区長会等に参加して連絡をとつて前に勧めてまいります。

それから、当社のほうで赤色灯の装備をつけた防犯パトロール、これは飯館村で昨年の9月から、地元警察署のほうからの委託を受けてやっておりますけれども、山木屋地区についても、実は今日午前中に福島県警福島警察署、川俣分署長のほうからの委嘱を受けて正式に発足をいたしました。来週から本格的に稼働いたします。

【細見委員長】 次のところをちょっと。もう過ぎているので、5番目をよろしくお願ひします。

【大成建設JV】 5番目としまして、適正除染実施のためにということで、このようなさまざまな視点で除染現場の確認を行つていっております。地区所長、それから現場代理人という、作業所における二重で見ているのと同時に、施工と独立した品質管理のチームを組織的に立ち上げておりますし、そちらの方で、全く別の目でチェックをしているという格好になっております。

また、支店ですか、私が所属しております総合事務所というところで定期的に、今、月に2回程度を考えておりますけれども、品質と安全のパトロールを実施しております。

また、事業者にも、下請業社に対しても、自主的なパトロールの実施を呼びかけておりますし、また、下請事業者に入札の資格を取得するように勧めるということを行つております。

すみません。時間がなくなりました。以上で、はしょりますけれども、終わらせていただきます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

引き続き、奥村組のJVでお願いします。

【奥村組JV】 奥村・西松・大豊JVの小西と申します。

平成24年度葛尾村除染等工事の取り組みの現状について紹介させていただきます。

本工事の概要でございますが、工事名称は今申し上げましたとおり、平成24年度葛尾村除染等工事でございます。

工期のほうは、平成25年3月19日から26年3月28日までの約1年間でございます。

事業者名は、繰り返しになりますが、奥村・西松・大豊特定建設工事共同企業体のほうで取り組んでございます。

対象の除染関係の数量でございますが、まず地域につきましては、葛尾村は11行政区ございますが、野行地区の帰還困難区域を除く10行政区全てが除染対象の区域となってございます。住宅に関しましては470世帯、道路関係につきましては、舗装79.6ha、未舗装33ha等の数量でございます。農地につきましては、水田が173ha、畑が147ha等でございます。牧草地と書いてございますが、これは間違いでございまして、草地及び芝地なんですが、これに関しましては、粗・密合わせまして306haでございます。森林につきましては、常緑樹が219ha、落葉樹が388haといったような数量でございます。仮置場のほうにつきましては、当工事におきましては2ヵ所を計画されておりますが、現時点ではまだかかれていないという状況でございまして、別工事で発注されています仮置場が竣工しておりますので、そちらのほうに現在運んでいるというような状況でございます。以上の除染対象から出てくる除染物のフレコン数は71.7万体の数量が計上されてございます。

現時点での作業員数でございますが、7月1日現在で1,467名の方に従事していただいております。仮置場の着手次第というところはございますが、早期に着手できるということになれば3,000人を超える規模の作業になろうかというふうに想定しております。現状のままですと最大2,300名程度かというふうに推定しております。延べ人工につきましては、それぞれ33から66万人程度というふうに考えているところでございます。

作業に従事していただいている方々の教育でございますが、下請関係のほうで実施していただいております送り出し教育をまずは業者さんのはうに実施していただきまして、JVのほうでは、その後に新規入場者教育を実施してございます。その後、速やかに特別教育のほうを実施しております、ここまで終わった段階を確実に確認いたしまして、除染関係に従事していただいてございます。必要に応じまして、その後には作業指揮者等の教育を適時実施しているという状況でございます。加えまして、月例、日例の安全教育を行っているという流れで安全関係の教育等を行ってございます。

今申し上げましたように、1から3につきましては従事前に確実に実施していただくということで、新規入場時に本人確認を必ず行います。確認できた作業員の方だけに現場入場を許可しているということと、許可を得た人につきましてはゼッケンを配付しておりますが、そこに顔写真とQRコードをつけまして、作業に当たってはその方が確実に特別教育等を受けたということを確認して作業に当たっていただいております。

作業内容に応じた教育ということでは、作業指揮者教育の他、刈払に従事していただく作業員の方につきましては刈払の特別教育などや不整地運搬車の技能講習すなわち可燃物

関係の破碎処理に係る解体機器の技能講習といったような作業内容に応じた教育を適時実施してございます。

特別教育と作業指揮者等の教育につきましては、終了後に理解度を確認するために理解度テストも実施しております、我々もその習得度合いを確認して作業に当たっていただいているということを行ってございます。

月例、日常教育等に関しましては、時宜に得た話題ということで、例えば6月ですと熱中症とかヘビ、ハチ対策、それから救急措置といったような安全講話を含めまして、作業員全員を対象として、場内に設けた安全センターで、ほぼ毎日のように実施してございます。

施工手順遵守の仕組みのほうですが、これは新規入場時に施工手順を周知するための周知会を行っております。例えばなんですが、森林除染関係でしたら、林縁部から5メートル以内の針葉樹について高さ4メートルまでの枝払いを行うといったようなことを含めて周知会を行っております。

それから、品質にはらつきが出そうな項目、例えば、リター層をどこまでとるのかといったようなことにつきましては、写真入り、あるいは図解をした仕様書をつくりまして、これを作業指揮者等に配付いたしまして、品質の均質化を図っております。

作業指揮者、これは除染作業の最前線で責任を負っておられる方というふうに我々は認識しておりますし、その方々に除染の効率を確実に達成していただくために、GMサーベイ等をお渡ししまして作業品質の確認を行っております。例えば、こういう日報で作業前後の表面線量等を記録していただくとかいったようなことで管理をしていただいております。それから、日々の是正関係につきましては、元請職員、職長、指揮者の副を交えましたミーティングを日々行っておりまして、不適正なことがあれば、その日には是正するということで繰り返しを行ってございます。

それから、今後の予定となりますが、3ヵ月ごとの再教育を行う予定でございまして、それにつきましても理解度確認テストで習熟の度合いを我々自体が把握するということを進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、地元とのコミュニケーションにつきましては、復興組合（かつらお復興組合）というのがございますが、こちらで集めていただいた地元関係の作業員の方を積極的に雇用するということで、地元の情報をできるだけ我々も吸収するというようなことを行ってございます。

それから、地元情報に精通しました行政区長さんを当JVの職員として招き入れまして、こちらのほうからも地元関係の情報を吸い上げた形での除染を行ってございます。

それと、情報連携ということにつきましては、村の商工会、それから村役場、村議会といったところとの定期的な情報交換会も催してございまして、また、JVの進捗状況等につきましては、村等が発行しております広報かつらお等にJVからの情報をお伝えしまして、村の方々に進捗状況等を知っていただくというような取り組みを行ってございます。

それから、我々JVのほうは、隣接しております田村市のように宿舎関係を設けさせていただいているということもありますし、田村市役所さん、警察、学校関係との情報交換会も適宜実施しております。それと周辺自治体への地域貢献ということを含めまして、こういった道路清掃等の美化活動も展開しております。

その他といたしまして、まず、不適正除染等の通報があった場合の対応体制でございますが、当JVの中に専任の担当でございます管理担当の副所長を設けてございまして、こちらのほうに一元管理できるような体制にしてございます。

各工区に区分しているということで工区単位での施工管理を行っておりますが、その工区長と連携しまして、場合によっては該当案件の担当者も同行するなどで通報事案に対応してございます。

現場対応で対応できるときはこの形ですが、必要に応じまして本支店等の母店の広報部署との連携もとつて対応してございます。

それから、先ほどの報告にもございましたが、優秀な作業員に関しましてはモチベーションを上げるということで表彰制度もとつてございます。

また、周辺自治体を通じて車で通勤を行っており、その車両数が多いということをごりまして、通勤車両等に法定速度厳守というステッカーを貼り、事故等の未然防止を極力図り、運転手のコンプライアンス意識の高揚に繋げるということも行ってございます。こういったことの遵守状況を把握するためもあり、JVの職員等によりまして、道路に立って確認するとか、あるいは交通看板を設けるといったようなことで注意喚起を行ってございます。

以上のような状況で、葛尾の除染関係を進めている状況でございます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

それでは引き続いて清水建設さん、よろしくお願いします。

【清水建設】 大熊町における除染工事について発表いたします。

私は、先月竣工した大熊町先行除染等工事の現場代理人を務めた村田と申します。よろしくお願ひいたします。

本格除染工事は、先月の初めに契約して、まだ本格的な着工には至っておりませんが、先行除染における取り組み等を踏まえて、説明いたします。

大熊町は東西に約15キロの行政エリアですが、今回工事は西側半分に位置する居住制限区域の大川原地区、避難指示解除準備区域の中屋敷地区が対象範囲になっています。

施工者は、清水・大林・熊谷JVです。工期は、本年の6月4日から来年3月24日までとなっています。

1日当たり最大で約1,300人、延べ約23万人の作業員を予定しています。

先行除染区域は、第一原子力発電所から約7キロに位置し、約30haを面的に除染いたしました。

なお、清水建設単独で作業しました。

除染に関する取り組みについて説明します。

作業員教育については、除染理念の周知を重視しています。清水建設は、除染作業に従事するに当たってのるべき姿8項目掲げ、これを除染八則としております。住民の皆さんとの気持ちで、責任感を持って誠実に、除染作業に誇りを持ち住民の皆さんと積極的に対話、予定工期を守る、除去物を拡散しない、除染の成果にこだわり続ける、自分の体調管理に取り組むの8項目です。毎日の朝礼で除染八則を唱和して、周知し、作業員の意識を向上させています。

我々土木屋は、物をつくって、仕上がりが目に見えるような仕事を今までしております。それに対し、除染というものは結果が形に残りにくい、除染したところも時間がたてば草も生え、成果が目に見えてと言う訳にはいかない仕事であることは、皆さんご承知のとおりです。

こうした中で、除染作業の特殊性を鑑みまして、除染に取り組む姿勢をまとめたものがこの除染八則であり、まずは住民の気持ちを思いやって、できる限りの努力をする。除染作業に対して誠心誠意、真摯に取り組んでいくということが、常日ごろ心がけてきたことで、これにより作業員の意識向上に繋がっていくと思っております。

その他、作業員の新規受入教育や周知会等々もしていますが、時間の都合上今回は割愛させていただきます。

それから、作業手順遵守の仕組みについては、分かりやすいビデオによる教育を行って

いきます。

除染工事にかかわって1年半になり、現場作業に基づいたノウハウも蓄積されてきました。作業員教育のツールとしてビデオを使用し、除染作業の手順を周知していきます。

地元とのコミュニケーションについては、地元の方を最大限優先して作業に当たって頂くということを重視しております。こちらは今年の1月、先行除染着手時の、福島民報の記事で、「使命感を胸に除染、作業員大半が町民、自らの手で古里を取り戻す」という内容です。先行除染では地元業者の協力を得て、多くの大熊町民の方に参加して頂きました。地元の多くの方に参加して頂くことが適切な除染にも繋がると実感しています。

今後も、大熊に拠点をおいていた会社優先に参画していただく予定にしております。

作業指揮者・除染現場の明示、も徹底していく予定です。作業指揮者は目立つように青色のチョッキを着用して、一時帰宅等で帰って来られた大熊町民が誰に話しかければ良いかを分かりやすくします。

掲示についても、除染現場が容易に判別できるように徹底していきます。

その他、除染相談室を開設します。こちらは、クレームや苦情などの通報を含めあらゆる相談に対応できるようにします。広野町、伊達市等々でも開設して成果を上げています。通報内容は、遅滞なく発注者に報告していきます。

最後に、清水JVは、先ほどの除染八則にありますように、住民の気持ちを思いやって、できる限りの努力をする、除染作業に対して誠心誠意、真摯に取り組む、地元大熊の方に多く参加していただきながら、よりよいコミュニケーションをとって除染を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、6つの事業者の方からご説明を受けて、委員の皆様のほうからご質問とかご意見等ございましたら。

特に、本格除染の実施を既にされていて、これからされるところもあるんですが、不適正除染への対応について、どのように具体的にされているのかというのを幾つか示していただきましたけれども、我々が、今後より適正な除染を目指す上で、もっとこうしたほうがいいんじゃないか、いやいや、もっと別の観点があるんではないかとか、今、提案された中身をもう少し知りたいとか、共有したいということなどがあると思いますので、委員のほうからご質問とかご指摘をお願いしたいと思いますが。

嘉門先生からお願ひします。

【嘉門委員】 大変いろいろ工夫されているということで、感銘を覚えました。

ところで、例えば、手順書をつくって、それが現地の状況に合わなくて、それを改善して、また、それを周知しているという努力ですね。この合わないというのは、やはりローカルに合わないのか、1地区だけじゃなくて、ほかの地区にも参考になる事例というのは、きっとあるはずなんです。ですから、そういう改善したプロセスを、少なくとも直轄の部分で共有するという作業をされると、他の工区でも、参考になる。先ほど工区内では水平展開ということがございましたけれども、全体に水平展開すると極めて効果的だし、最後にもありましたように除染相談室というようなことで住民の方とコミュニケーションをとることは極めて重要です。

一杯飲むというコミュニケーションもあるかと思いますけれども、やはり、公的に除染作業をしているということで、住民の方ともコミュニケーションできるような、そういう相談室的なものを、ほかの工区でもつくっていくとか。共有するということを今後ぜひお考えというか、環境省のほうでも検討いただけたらと思う次第です。

【細見委員長】 この辺は大きな宿題だと思いますので。

【嘉門委員】 それと、今日は奥村さんの葛尾村の事例だけ作業日報の例がありましたが、全ての工区でも作業日報をとられて、線量を、特に除染をして、除染前と除染後でどれぐらい下がったよということを記録しておられるわけなので、これも今後の話なんですが、宅地か農地か道路か、それぞれの現場によって、どのような除染作業をした結果、どれぐらい下がったかということをデータベース化して、効率というか、除染効果というのが今後わかるようにして、適切な除染手法が行えるようにする蓄積、整理をぜひお願ひしたいなと思います。

【細見委員長】 では、ほかに。まず、一通りお聞きしてから。

【鈴木委員】 嘉門先生の最初のご意見と同じなんですかけれども、それぞれの方々の除染の取り組みは大体ご説明でわかりました。その中で本当にグッドプラクティスと言われるようなものが共有できないんだろうかというのが、今日はお話を聞いていて思ったことです。

例えば、一つの事例をお話しすると、説明があったのでわかりやすいんですけれども、大成さんが同意書を取りつける、追記された要望事項も確認する、立ち会いの希望があれば、これもやる。それから区長との事前調査をやる。除染結果の報告をする。除染パトロ

ールを行う。例えば、これらは、事後評価だとか、住民への説明責任からいうと、有効な取り組みであると思うのです。場合によると、他のJVの皆さんの中で説明をせずにはしょったかもしれない。その点がよくわからないのですが。

もし、これらを皆さんのがやっておられるんだったら、これは共通にやるべきことのように思つたので、それを横につなげていくということが必要だし有効ではないかと思った次第です。

それから、先ほど、最初の議題で、私はちょっと聞き間違つたかもしれません。110番に通報のあったものをここで取り上げているというご説明でよかったです。

今、お話を聞くと、それぞれ除染をやっている事業体でも、通報システムを設けているところがある、コールセンターがある。そういうものと環境省の110番とはどういう連携をしているんだろうか。しているという絵柄を書いているところもありました。その絵柄を書いていないところもありました。というようなことも、やはり、実際の地域の人たちにしてみると、それは何とか一本の筋で回っていただけだと、わかりやすいんじゃないかなというふうに思います。

要は、嘉門先生が言われたように、水平展開をどうするかというのが、どうも勘どころだなという感じがいたしました。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。後でまた。

どうでしょうか。

【関口委員】 今回、6JV事業者の事例をお聞きしまして、やはり関係者の皆様方にはいろいろ創意工夫をされながら大変な努力をされていらっしゃるというのが非常によくわかりました。

それで、もともとJVを構成されている事業者は、建設業が主体の会社であり、本来は物を具体的な形にする事業になるかと思うんです。けれども、今回の場合には、形が出ない成果を達成する目的であることが通常の業務とは異なっていると思います。それから、もう一つは、非常に労働集約型、これは大量生産が効かないためにそういった、いわゆる人的なリソースに限りがある。そのため、業務を進行するに当たっては、人的リソースの部分がボトルネックになってくる面もあるということを一つ認識しました。

それから、別の面からは、さらにいろいろあると思います。例えば、会計検査的な立場から申し上げますと、経済性、効率性、有効性の面から事業の検証がなされると思います。というんですけれども、この場合の経済性、効率性を考えてみると、確かに経済的

な面からの効率性も当然に必要とされるでしょうけれども、今回の事業の場合は、作業効率というか作業の有効性にまずは目線を置くべきかなと思います。作業の有効性を達成すれば経済性、効率性はそれに相応して事業の全体管理を行うことによりついてくると思うんです。そのための前提条件として何が重要かといいますと、地元との、地元自治体、あるいは住民とのコミュニケーションが大前提として非常に重要なになってくるというふうに思います。

それで、今回の委員会の最初の話の言葉を再度引用しますと、地元の皆様の信頼性の確保というところであります。けれども、ここでいう信頼性の確保とは結果だけの信頼性ではなくて、この事業をしっかりと有効に進めるための最初の作業工程から中間行程、最終工程にかけての信頼性がないと事業自体もうまく進まないのではないかという印象を受けました。

それと同時に、個々の現場がそれぞれに個性を持っています。同じ作業内容の現場であっても、周辺の自然的、人的な環境や季節によっても違うでしょう。そういう面では非常に時間ないしは作業工程の進捗に応じた個別性の強い仕事であるという印象を受けました。

あと、もう一つ申し上げたい重要な内容は、やはり、今回の除染事業は3年目を迎えて時間軸からも事業自体が進んでいます。ここではっきりした業務マニュアル等を新規につくって、これに従いましょうというよりは皆様方で本当にいろいろ努力されていらっしゃって非常に有効活用されておられるものがたくさんあるというのが、今回のご発表でわかりました。ぜひ、そこはそれぞれのJVのこれまでに蓄積されたノウハウを共有していくだけで、そこをさらに業務の効率性に結びつけていただきながら進めていただくといいかと思います。走りながらのノウハウの共有化とその結果による標準化の策定ですね。

もう一つは、それぞれJVの皆様方が、それなりの通報制度とか防止策を独自に構築されていらっしゃいますので、そのところは環境省側との全体的な連携もとっていただくということも必要になるかと思います。

最後に、一言ですけれども、これだけ大きな事業であるわけですから、様々な通報がこれからもいろいろなところで出てくるかもしれません。しかしながらこれだけの大きな事業で、これぐらいのボリュームと内容の通報でしたら終わってみれば全体としてよくやったんじゃないかと、そういう評価が最終的に得られるようなところを目指して努力していただきたいと思っております。

もちろん、通報は通報でしっかり機能させながらいろんな問題点があれば、どんどん出しますけれども、結果として最終的に国民全体から今回の除染事業に対する一定の理解がされるようなというところは、ぜひ今後目指していただきたいと思っております。

【細見委員長】 どうぞ。

【長谷川委員】 既に本格な除染作業をされている、これからまた始まるというところもございます。1,000人単位の方が作業をするというようなことでございますので、作業手順、安全意識の徹底というのが、下請も含めた一人一人がそういう意識を持ってもらうというのが一番重要だと思いますので、その辺の取り組みを引き続きお願いしたいと思います。

また、地元とのコミュニケーションというところで、いろいろとご説明がありましたけれども、その中で、事前の説明会であるとか同意取得に当たりましては、丁寧にお願いしたいと思います。そういった声も寄せられている面もございますので、ぜひ、そういった部分もお願いしたいと思います。

また、作業員の方が非常に多くなるということで、交通事故、交通の安全、特に通学時の安全であるとか、そういったところの心配の声もございます。また、いろんな事件が発生しているというようなことも聞いておりますし、そういった意味で、作業場以外でのトラブルといいますか、そういったことを心配する声もございます。

また、先ほどもご説明がありましたけれども、作業される方の宿舎の問題。これも作業員の方が多くなれば、そういった部分も必要になる部分でございますけれども、こちらについても、地元にぜひ十分な説明なり、事前の説明をしていただいて、連携していただいて、スムーズに作業が進むようなことでお願いしたいというふうに思います。

いろいろと、それぞれ事業者の皆様方が基本原則として、住民の皆さんとの気持ちで除染しますという原則を掲げてやっているということでございますので、住民の皆さんとの気持ちで除染するというのを、一人一人作業をされる方が、そういう気持ちを徹底していただいて、迅速で確実な除染を進めていただくようにお願い申し上げます。

【細見委員長】 どうもありがとうございました。

いろいろと委員のほうからご意見があって、本当はもう少し、これを延ばしながら、10分ぐらいは延長させていただくかもしれません、よろしくお願いしたいと思います。

環境省のほうで、まず答えられる質問がございましたので、よろしくお願いします。

【森下放射性物質汚染対策担当参事官】 それも含めて包括的に少しへコメントさせていた

だきたいと思います。

今日は本当に事業者の皆様方、ご報告ありがとうございました。今日ご報告いただいた内容ですけれども、委員の方々からもご指摘あったところですが、多分やっておられることが全てではないんだと思います。やっておられるところの主要な部分、重要なところをご説明していただいているんだと思います。

日報などについては、ご報告が1社、奥村さんからありましたけれども、これは資料1のほうを見ていただきますと、作業日報の記載事項、それから添付資料、これについては明確化するということで、これは事業者の責任施工の貫徹という観点から、共通仕様書を改訂して、我々のほうも、しっかりとやり方について明示させていただいているということで、これは各社共通してやられておられることではないかなというふうに考えております。

そういう意味でも、既に事業者が実際にお取り組みになられる中で、実際にやられている範囲のも、もう少しあるんだろうと思っております。

それから、水平展開が非常に重要だというご指摘がございました。これは本当におっしゃるとおりだと思います。もう少し事業者の皆様方とも意見交換もさせていただきまして、当然、グッドプラクティスについては、できるだけ共有するように私どもも工夫してまいりたいと思っております。

一方で、どこまで例えば義務づけみたいな形で、それを求めていくかについては、もう少し事業者の方々の取り組みとか、お話を伺った上で考えていくのが適当なのかなと思っておりますが、いずれにしても、こういったノウハウ、蓄積ということについては、もっともっとこれからもふやしていきたいと思っております。

それから、通報のルートについても幾つかご指摘をいただいて、一本化したほうがいいんじゃないかみたいなお声もあったかと思いますけれども、一方で、環境省の除染110番のほうに通報される方々は、例えば、事業者に通報してうまくいく場合と、事業者には言いたくなくて環境省のほうに言ってきたいという、いろんな背景、その方の置かれている立場によって、いろいろなご希望、ご要望があるというふうにも思います。即座に、迅速に対応がとられるという意味では、現場に通じるような通報もきっとあるんだと思いますけれども、なかなか言いにくいような場合には環境省に言ってきて、環境省から回ってというのがいいような場合もあるかと思う。この辺は複数のルートがあつてもいいのかなと思っております。

いずれにしても、情報を共有しながら連携してやっていきたいと考えております。

【細見委員長】 おおむね答えていただいたと思いますが、最後の110番の環境省のコールセンターとそれから各JVさんで持っておられるような、何かそういう窓口があったときに、それは共有することはあるんでしょうか。

【森下放射性物質汚染対策担当参事官】 基本的にはいろんな情報は現場レベルで共有されているというふうに思っておりまして、我々の不適正除染110番に来たものは、当然事務所のほうに返して、福島再生事務所のところと共有される。現場で起こっていることも、それぞれ例えば、週の初めに現場の方々と事業者の方々と、そういったところで情報共有をするということがございまして、そういった中で役人側とそれから事業者の方々と行政側と情報の共有が図られているということだと思っております。

【細見委員長】 そのほかに、作業者の方が非常に多くなっていて、多分、これは地元として、我々の想像以上に、今までの状態から比べると人が多くなっているので、それにまつわることも起り得るかなと思います。各JVの皆様におかれましては、先ほど、長谷川委員が言われましたように、いろんなトラブルも想定し得ると思いますので、そのほうにも、どういう注意が必要なのかとかということも、情報の共有という意味では必要なことかと思いますので、それも環境省の次に宿題というか、可能な限り努めていただければと思います。

もう一つ、最後に、私は、今回、不適正な報道をされましたけれども、例えば、実験室でやっていても、ヒヤリハットというか、間違い得るということは起り得るだと思うんです。

起り得るので、その一歩手前で何が問題だったのかというのを、例えば朝礼だとか昼礼だとか、夕礼というのもありましたが、いろんな場面、場面で、情報を各JVのほうで共有されているとに伺いましたけれども、ぜひ、その辺の内容は一体どうだったのかというのが具体的に、もし報告できるものであれば環境省としてもまとめていただいておけばいいかなと。どうしても、例えば、実験室で一人の人がけがをしそうになったというような情報があったときに、一人でとどめておくだけでなく、ほかの人たちにも、一番最初に水平展開と言われた典型的な例だと思いますので、ぜひ、その辺の共有をお願いしたいと思います。

緊張感を持って、パトロールを初め、県のほうからも、立ち入りというか、調べていただくというような関係の中で、ぜひ、適正化の推進を進めていただければと思っています。そのときに安全パトロールだとかを大成建設さんのほうも言われていますけれども、パ

トロールをした結果、何か問題というのが本当にあったのかどうか。あったというのは、例えばどんなことだったのかというのがあると、情報の共有にとっては、すごくいいことかと思いました。

今回、6社のJVの皆様、事業者の方に集まっていたので、本当に10分はちょっと短過ぎたかもしれません、ぜひ、環境省としても今後、JVの方々とより緊密な連携をとっていただいて、その結果、何が次に反映されたのかというのは、次の委員会のほうで報告していただくというのを、本日のまとめにさせていただきて、予定の時間を過ぎてしまいましたので、本日は、まだまだご意見を言いたいという方がいらっしゃったら、ぜひ、事務局に。今日、委員の先生方でお気づきの点がさらにあれば、事務局のほうに連絡していただいて、それをまた次、環境省のほうで、それに向けての取り組みというか、対応策を考えていただこうということにさせていただきたいと思います。

それでは、今日は、事業者の方に集まってきたとして、本当に貴重な報告をありがとうございました。

本日について、あと、事務局のほうにお願いします。

**【大村特措法施行総括チーム長代理】** 委員長、ありがとうございました。また、委員の先生方、貴重なご意見をどうもありがとうございました。

また、事業者の方々もご説明、ご協力、本当にどうもありがとうございました。

それでは、次の日程につきましてですけれども、これはまた追ってご相談させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

**【細見委員長】** それでは、本日は、委員の皆様を初め、ご議論ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の委員会を終わりにしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。